

本日の説明内容

3 社会福祉法人の資産

3 社会福祉法人の資産

- 社会福祉法人は社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。

(法第25条)

社会福祉法人の資産

⇒ 基本財産、(公益事業用財産・収益事業用財産)【※】、その他財産

※ 公益事業又は収益事業を行うときに必要

(1)社会福祉事業の不動産要件

【原則】

- 社会福祉事業を行うために必要なすべての物件を所有しているか、国・地方公共団体から貸与・使用許可を受けていること。

【例外】

- 都市部においては、土地は民間(国・地方公共団体以外の者)からの貸与でも可【※】

※ 事業存続に必要な期間の地上権・賃借権の設定、登記が必要

- 一部の事業については、資産要件の緩和あり

(⇒ スライド75~81参照)

社会福祉事業に供する不動産の特例

- 都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部に限り、国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないとされている。
- なお、次にあげる施設については、具体的に資産要件の緩和通知が出されている。

■ 特別養護老人ホームを設置する場合

- ・「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成12年8月22日社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知)

■ 地域活動支援センターを設置する場合

- ・「障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成24年3月30日社援発0330第5号社会・援護局長通知)

■ 既設法人が福祉ホームを設置する場合

- ・「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知)

■ 既設法人が通所施設を設置する場合

- ・「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)

■ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

- ・「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)

■ 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」 又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を 設置する場合

- ・「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」(平成16年12月13日社援発第1213003号・老発1213001号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)

■ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業(利用定員が 10人以上であるものに限る。)を行う施設を設置する場合

- ・「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)第1の1及び2に定める取扱いに準ずる。

■ 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が特別養護老人ホーム(サテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホームを除く)を設置する場合

・「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成28年7月27日社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)

※ 根拠規定となる通知については、一部改正されている場合があります。

最終改正(現在適用されているもの)の状況について不明な点は、所轄庁(社会福祉法人認可担当)に問い合わせください。

(2)社会福祉法人の資産の区分

■ 基本財産

- ・基本財産は、法人存立の基礎となる資産＜定款に明記＞
- ・社会福祉事業を行うための土地、建物、現金

■ 公益事業用財産

- ・公益事業を行うための財産

■ 収益事業用財産

- ・収益事業を行うための財産

■ その他財産

- ・基本財産、公益事業用財産、収益事業用財産以外の財産
- ・事業運営のための運転資金、法人事務費等

ア. 基本財産

- 社会福祉施設の用に供する不動産は基本財産とする
- 社会福祉施設の用に供する不動産のすべてが国・地方公共団体からの貸与等の場合、1,000万円以上の資産(現金、預金、确实な有価証券、不動産に限る)が必要
- 社会福祉施設を経営しない法人は、原則として1億円以上の資産が必要
- 上記以外の財産でも、法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えない
- 基本財産の処分・担保提供は、所轄庁の事前承認が必要

資産要件の緩和

【法人を設立する場合の特例】

次の事業については、一定の要件（経営実績、地方公共団体の委託・助成等）をみたすことで、資産要件の緩和が適用される。

- 居宅介護等事業：1,000万円以上の資産
- 共同生活援助事業等：1,000万円以上の資産
- 地域活動支援センター：事業の用に供する不動産の所有又は1,000万円以上の資産

居宅介護等事業を行う場合の特例①

居宅介護等事業とは

- ・ 母子家庭居宅介護等事業
- ・ 寡婦居宅介護等事業
- ・ 父子家庭居宅介護等事業
- ・ 老人居宅介護等事業
- ・ 障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。）

- 次の（i）及び（ii）の要件を満たしていれば、1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとされています。
- ただし、併せて行うことができる事業の範囲も（iii）のとおり決められています。

【特例の要件】

- （i）5年（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該居宅介護等事業の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年）以上にわたって、居宅介護等事業の経営の実績を有しているとともに、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定又は障害者総合支援法（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定を受けていること。
- （ii）一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

居宅介護等事業を行う場合の特例②

【併せて行うことができる事業の範囲】

(iii) 居宅介護等事業の経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、居宅介護等事業の経営と併せて行うことができるものとする。

- ① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- ② 障害児通所支援事業(児童発達支援(児童発達支援センターで行う場合を除く。))又は放課後等デイサービスに限る。)又は老人デイサービス事業
- ③ 重度障害者等包括支援
- ④ 移動支援事業
- ⑤ 地域活動支援センターを経営する事業
- ⑥ 公益事業及び収益事業(地域福祉の推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認めた場合)

共同生活援助事業を行う場合の特例①

共同生活援助事業等とは

- ・ 認知症対応型老人共同生活援助事業 ・ 小規模多機能型居宅介護事業
- ・ 複合型サービス福祉事業 ・ 障害福祉サービス事業（共同生活援助に係るものに限る。）

- 次の（i）及び（ii）の要件を満たしていれば、1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとされています。
- ただし、併せて行うことができる事業の範囲も（iii）のとおり決められています。

【特例の要件】

- （i）5年（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該共同生活支援事業等の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年）以上にわたって、共同生活援助事業等の経営の実績を有しているとともに、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者指定居宅サービス事業者の指定若しくは障害者総合支援法（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害児通所支援事業者（保育所等訪問支援事業者を除く。）の指定を受けていること。
- （ii）一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

共同生活援助事業を行う場合の特例②

【併せて行うことができる事業の範囲】

(iii) 共同生活援助事業等の経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、共同生活援助事業等の経営と併せて行うことができるものとする。

- ① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- ② 老人デイサービス事業、障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。)就労移行支援又は就労継続支援に限る。)又は障害児通所支援事業を営む事業
- ③ 老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に限る。)
- ④ 移動支援事業
- ⑤ 地域活動支援センター
- ⑥ 公益事業及び収益事業(地域福祉の推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認めた場合)

地域活動支援センターを行う場合の特例

- 次の（i）及び（ii）の要件を満たしていれば、1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとされています。
- 但し、併せて行うことができる事業の範囲も（iii）のとおり決められています。

【特例の要件】

（i）地方公共団体又は民間社会福祉団体等からの委託又は助成を受けているか、あるいは過去受けていた実績があるとともに、社会福祉法人認可後において、地方公共団体からの委託又は助成が将来にわたり継続され、地域活動支援センターが安定的・継続的に確保されるものとして、社会福祉法人の認可を行う所管庁が認めること。

（ii）一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

【併せて行うことができる事業の範囲】

（iii）地域活動支援センターの経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、地域活動支援センターの経営と併せて行うことができるものとする。

- ① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- ② 障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援に限る。）又は移動支援事業
- ③ 障害福祉サービス事業（共同生活援助及び共同生活介護）

※ 地域活動支援センターの経営と併せて行うのではなく、障害者等の生活の場を提供するための性格を持つものである場合は、実施可能。

- ④ 公益事業及び収益事業（所轄庁が認めた場合）

不動産の貸与を受けて保育所等【※】を設置する場合の要件緩和(既設法人以外)

※ 認可保育所、小規模保育事業(定員10人以上)、幼保連携型認定こども園

- 施設用地の貸与が可能(建物は不可)
- 国又は地方公共団体以外から貸与を受けている場合は、原則として地上権又は賃借権を設定し登記
- 貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人等の場合は、地上権又は賃借権の設定登記しないことが許容される。(可能なら当然すべき)
- 賃借料は、地域の水準に照らし適正な額以下

イ. 公益事業用財産及び 収益事業用財産

- 公益事業用財産 : 公益事業を行うための財産
- 収益事業用財産 : 収益事業を行うための財産

▶ 注意点

- 公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産（基本財産や運用財産等）と明確に区分して管理すること
- ただし、事業規模が小さい公益事業に関しては、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで、他の財産を活用して差し支えない。

ウ. その他財産

基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべて「その他財産」に当たる。

▶ 注意点

その他財産の処分等には特段の制限（例えば、基本財産の処分における所轄庁の承認）はないが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意すること

基本財産以外で 法人設立時に必要となる「その他財産」

- ① 運転資金【※】
- ② 建設等自己資金（必要とする額）
- ③ 法人事務費（法人運営上必要とする額。少なくとも、
100万円以上は必要となる、と思われる。）

※ 法人設立時には、運転資金として、年間事業費の1/12以上に相当する現金・預金等が必要

特に、次の事業は、事業開始後において事業収入が入金されるまでの間の運転資金として、更に確保することが必要

- ・ 介護保険事業を主として行う場合は、3/12以上
- ・ 障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児入所支援を主として行う場合は、2/12以上

(3)資産の管理運用

■ 基本財産は、安全・確実な方法で管理運用する。

＜不適當な管理運用＞

- ① 価格の変動が著しい財産(株式、株式投資信託、金、外貨建債券等)
- ② 客観的評価が困難な財産(美術品、骨董品等)
- ③ 減価する財産(建築物、建造物等減価償却資産)
- ④ 回収が困難になるおそれのある方法(融資)

■ 基本財産以外の財産も、安全・確実な方法で管理運用することが望ましい。

- ・ 株式投資・投資信託等により管理運用を行う場合、定款に「株式に換えて保管することができる」旨の規定が必要
- ・ 株式の取得方法は、原則公開市場を通してのもの等に限られる。
- ・ 価格の変動が激しい財産、客観的評価が困難な財産、過大な負担付財産が、財産の相当部分を占めないようにする。

(4) 法人設立時の寄附金

- ① 書面による贈与契約がなされていること。
 - ② 寄附者の所得能力、営業実績、資産状況等から、その寄附が確実になされることが証明されること。
- 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源等寄附金による支払いを予定する場合には、①②が必要
 - 個人の寄附金については、年間の寄附額をその者の年間所得額から控除した後の所得額が、社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていなければならない。(年間の寄附額が概ね課税所得の25%以下。)
 - 原則として、完済時(10~20年後)においても寄附できる年齢であること。また、寄附の継承者を必ず置き、同様とすること。

寄附金の税制上の取り扱い

○ 社会福祉法人設立のための寄附金は「受配者指定寄附金」として、都道府県共同募金会経由の審査を受け、認められたものが所得税法上、法人税法上も寄附金控除の対象

※ 税制上の取り扱いについては、税務署と相談が必要

(5)資産管理等の遵守事項

- **社会福祉法人外への資金(貸付含む)の流出禁止**
 - ・ 法人が行う事業から生じた収益を法人外へ拠出することはできないとされている。

- **利益相反取引(自己契約及び双方代理を含む)を行う場合の手続**
 - ・ 理事会における事前の承認及び事後の報告の必要
 - ・ 取引の重要な事実(取引内容、取引相手、金額、法人と取引相手との関係等)については、計算書類に対する注記の記載等による、届出・公表の対象

本日の説明内容

4 法人設立認可の流れ・注意点

(1) 設立相談時に最初に確認させていただく事項

① 社会福祉法人が経営する予定の事業

② 新規事業開始か、事業譲渡による設立か

- ・ 既にNPO法人、宗教法人、株式会社等で経営している事業の譲渡による社会福祉法人の設立か

③ 社会福祉施設の土地及び建物の状況

- ・ 土地及び建物について自己所有か賃貸等か
- ・ 賃貸等の場合は、国又は地方公共団体からの賃貸等であるか

④ 事業開始予定日(希望日)

(2) 設立認可申請までの主な準備項目と 手続き事項

- ① 設立準備会の設置
- ② 設立後に実施する事業・法人設立に係る事前協議
- ③ 施設整備計画の協議と補助金申請の協議
- ④ 借入金に関する協議
- ⑤ 社会福祉法人設立及び事業実施にかかる資産及び
資金計画の策定
- ⑥ 収支計画の確認及び収支予算書の作成
- ⑦ 設立後の役員・評議員予定者の選定
- ⑧ 職員への説明・同意
- ⑨ 地域住民や自治会への説明
- ⑩ 設立認可申請書類の作成

(3)法人設立までの流れ

《ケース1》

- ・ 都の施設整備費補助を受け、施設を新設【※】するとともに、区市所轄法人を設立する場合
(※ 特別養護老人ホーム、障害者支援施設、児童養護施設等の整備)

《ケース2》

- ・ 都の施設整備費補助を受けず、都所轄法人を設立する場合

《ケース3》

- ・ 既存の社会福祉事業の譲渡を受けて、法人を設立する場合

(4)法人事務費等について

① 法人設立前経費

- ・ 社会福祉法人設立に必要な資産(基本財産、建設自己資金、運転資金、法人事務費)は、あくまで法人設立後に、贈与契約書に基づき寄附を受けるものです。設立準備段階の経費に充てることはできません。

② 法人事務費

- ・ 法人事務費は、支出予算書に基づく必要額を準備する必要があります。
- ・ 具体的には、人件費、施設整備中の法人事務所の賃料、理事会等開催経費、職員の雇用に係る経費等の金額を見積り、予算に計上します。

③ 法人事務費等に係る、法人本部拠点区分の予算

- ・ 理事会・評議員会の運営に係る経費
- ・ 役員報酬等
- ・ 法人登記、不動産登記に係る経費
- ・ 会計事務に係る経費
- ・ 法人本部事務職員の雇用に係る経費
- ・ 施設開設前の法人事務所の賃貸に係る経費
- ・ その他、事業拠点区分に属さないものとして法人本部の帰属とすることが妥当なもの

④ 各事業からの資金の繰り入れについて

事業種別	通知の概要
保育、措置	通知の要件を満たした上で「前期末支払資金残高」の範囲内で繰入可能（設立年度に資金の繰り入れを行うことはできない）
介護、障害	「事業活動資金収支差額」に資金残高が生じ、かつ「当期資金収支差額」に資金不足が生じない範囲内で繰入可能

(5)事業譲渡により法人を設立する場合の主な注意点

ア. 事業譲渡に係る意思決定等

- ① 事業所管の行政庁に事業譲渡の可否の相談をする
- ② 所轄庁に法人設立の事前相談をする
- ③ 譲渡法人での意思決定(理事会、社員総会等)
- ④ 事業譲渡契約書の作成 等

イ. 資産関係

- ① 基本財産の要件の確認
- ② 運転資金(事業未収金は運転資金に含めることはできない)
- ③ 贈与時期(法人設立後と事業開始時の2回)
- ④ 補助金による財産処分の申請
- ⑤ 贈与する不動産について抵当権の解除、時価の把握
- ⑥ 事業に必要な運用財産
- ⑦ 債務引受(譲渡する土地・建物の取得に要した債務)について債権者の承認
- ⑨ 土地等賃貸借契約
- ⑩ 事業に必要なその他の固定資産の譲渡 等

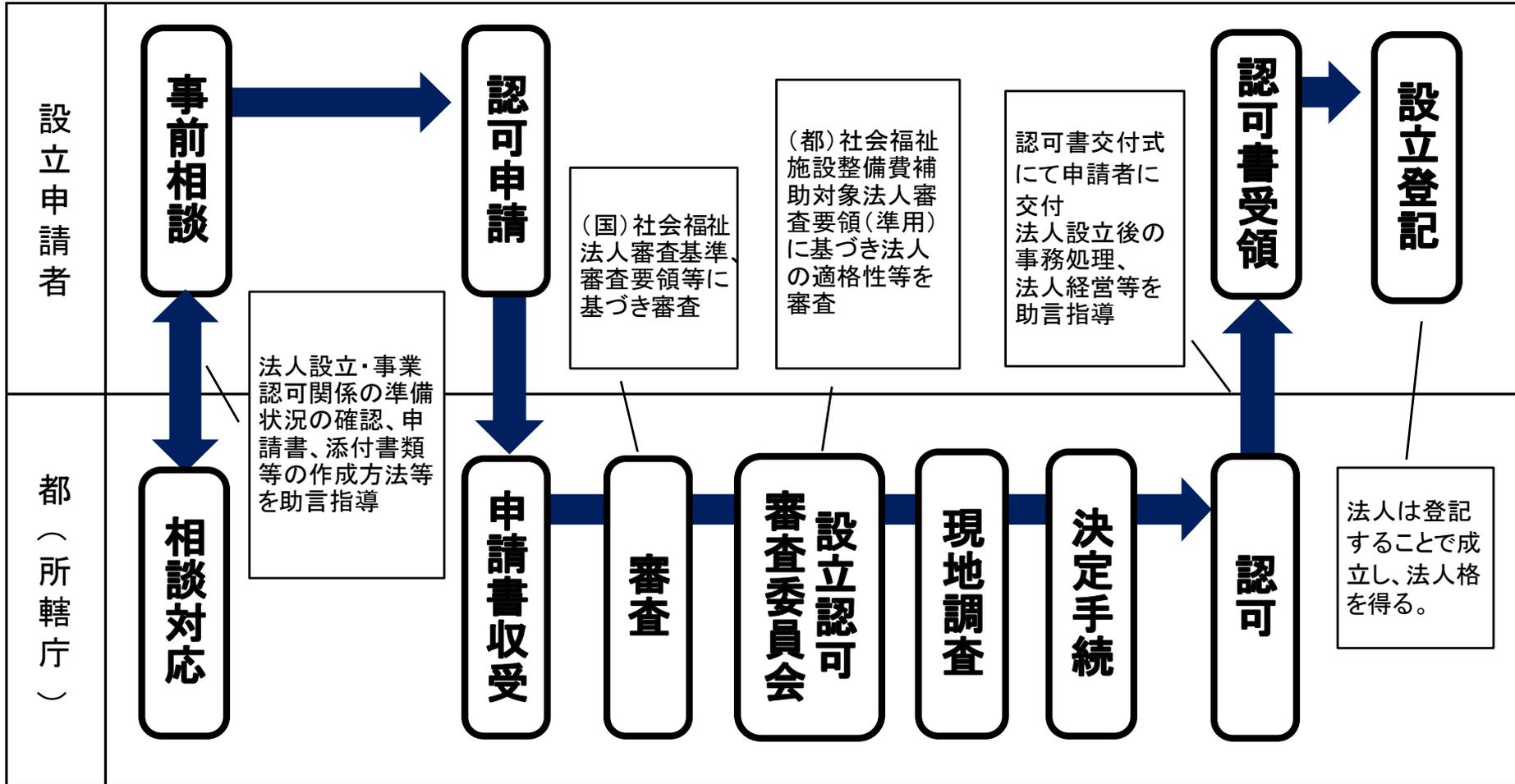
ウ. 人事・労務関係

- ① 職員の引継
- ② 雇用条件の検討
- ③ 職場説明会の実施
- ④ 労働契約の締結
- ⑤ 退職者への配慮
- ⑥ 退職金制度の引継 等

エ. 利用者や利用者家族、地域への説明

- ① 利用者や利用者家族への事業譲渡の説明
- ② 利用者との再契約の締結（法人設立後、事業開始前）
- ③ 地域（関係者、住民等）への事業譲渡の説明

社会福祉法人の設立の認可事務処理フロー図 (社会福祉事業の譲渡による設立に限る。)



(注) 国・都等から施設整備費補助の交付を受け施設等を新設し法人を設立する場合は、手順が変わる。

【参考】事業譲渡による設立スケジュール

（東京都の相談対応事例）

時期	内容
	法人設立事前相談
	<ul style="list-style-type: none">・事業所管との協議・設立時に必要な資産の調達方法の検討・設立時の役員・評議員候補者の決定・現在の経営主体での意思決定・申請書類の作成・修正 等
令和3年11月	申請書類最終確定（仮申請）
令和3年12月	<ul style="list-style-type: none">・法人設立認可審査委員会
令和4年2月1日	社会福祉法人設立認可
	<ul style="list-style-type: none">・設立後の諸手続き・事業の指定申請・施設の設置届等
令和4年4月1日	社会福祉法人での事業開始

【参考】事業譲渡により設立する場合の 寄附財産の移転時期

時期	資産
法人設立認可時 (法人設立認可後 1週間以内)	<ul style="list-style-type: none">・基本財産(現金預金)・法人事務費・運転資金(現在の経営主体が寄附する場合以外)
事業譲渡日 (社会福祉法人の 事業開始日)	<ul style="list-style-type: none">・運転資金(現在の経営主体が寄附する場合)・基本財産(土地・建物)・事業に必要な固定資産等

【注意事項】負債の引継ぎ(借入金)について

- 事業譲渡において、負債の引継は原則できません。
 - ただし、現在の経営主体が土地建物等を設立する社会福祉法人に寄附する場合に、その土地建物等を取得するための金融機関からの借入金(例:建物取得のための独立行政法人福祉医療機構からの借入金)については、一定の要件を満たせば引き継ぐことができます。
 - ① 寄附する資産と借入金の関係が明確であること。
 - ② 債権者(金融機関)が債務を引き継ぐことを承諾していること。
 - ③ 事業譲渡後の返済期間に対応する借入金であること。
 - ④ 社会福祉法人の予算上、借入金の償還が可能であること。等
- ※ 現在の経営主体の運転資金の借入金を引き継ぐことはできません。**
事業譲渡法人は、引き継げない負債の返済方法について設立認可申請前に検討する必要があります。

【注意事項】職員の引継に係る資産・負債(引当金) の引継ぎについて①

事業譲渡により設立する場合に、職員の雇用を継続することから、社会福祉法人での賞与の支払や退職金の支払の算定期間が、現在の経営主体で勤務したことによる期間を含む場合には、現在の経営主体での勤務に基づく賞与及び退職金に係る現金を、運転資金・法人事務費とは別に、社会福祉法人に寄附する必要があります。

ア. 賞与

賞与の算定期間が 12月～5月の6カ月分、4月に社会福祉法人に事業を譲渡し、6月に社会福祉法人が賞与を支給する場合

- ・ 12月～3月の勤務に対応する賞与額を計算し、運転資金・法人事務費とは別に、社会福祉法人に現金を寄附する必要があります。
- ・ 社会福祉法人では、「賞与引当金」を計上します。

【注意事項】職員の引継に係る資産・負債(引当金) の引継ぎについて②

イ. 退職金

① 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設 職員等退職手当共済制度

- ・ 独立行政法人福祉医療機構に、社会福祉法人を設立し退職金を引き継ぐために必要な手続きを、相談・確認してください。

② 法人独自の退職金制度

- ・ 事業譲渡時の退職金の要支給額を計算し、運転資金・法人事務費とは別に社会福祉法人に現金を寄附する必要があります。
- ・ 社会福祉法人では、「退職給付引当金」を計上します。

【注意事項】土地・建物の賃貸借契約の引継ぎについて

○ 土地・建物の賃貸借契約の引継ぎ

- 賃貸借契約を引き継ぐ場合には、貸主（貸主が所有者と異なる場合には、貸主及び所有者）の承諾が必要です。
- 現在の経営主体が支払った保証金又は敷金を引き継ぐことを貸主が承諾した場合には、社会福祉法人に引き継ぐことができます。
社会福祉法人が引継ぐ金額は契約書の金額となりますが、契約書に保証金の償却に関する条項がある場合には、償却後の金額（退去時に返還される金額）になります。
- 保証金又は敷金を引き継がない場合で、社会福祉法人設立後に保証金又は敷金の支払が必要となる場合には、運転資金、法人事務費とは別に、保証金又は敷金相当額の現金の寄附が必要になります。

【注意事項】リース資産、リース債務の引継ぎについて

○ リース資産、リース債務の引継ぎ

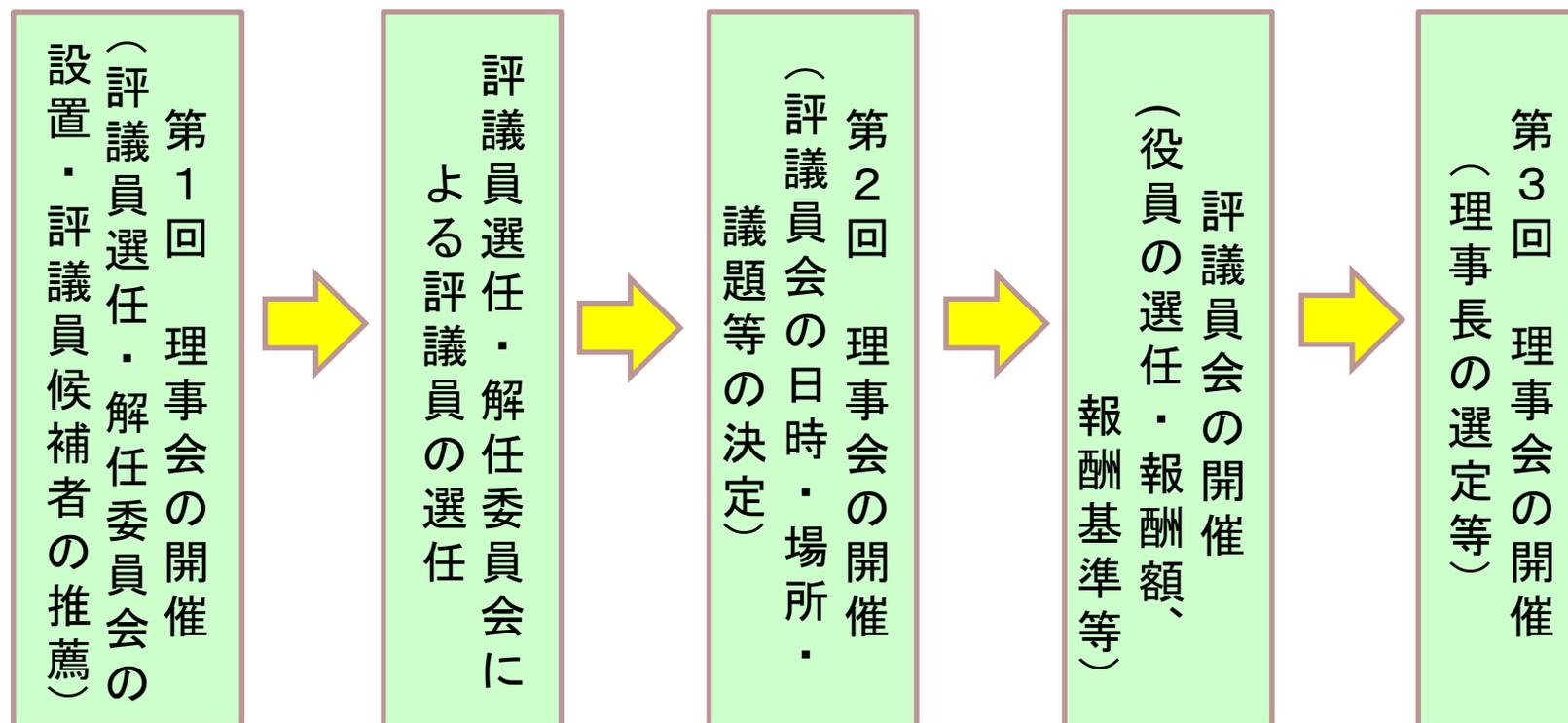
- 社会福祉法人の業務に必要な資産（車両、介護用機器等）を、現在の経営主体がリースにより調達している場合で、リース会社の承諾がある場合には、リース契約の引継をすることができます。
- そのリース契約がファイナンスリース取引に該当する場合には、リース資産及びリース債務を社会福祉法人に引き継ぐことができます。

(6) 設立時における役員・評議員の選任について

① 設立認可申請時の役員・評議員予定者の選定

社会福祉法人設立認可申請における役員・評議員予定者については、選任要件を満たしているかを所轄庁に確認した上で、設立者が選定する。

② 設立登記後の役員等選任スケジュール(モデル)



※ 社会福祉法の手続きに従い、理事会・評議員会を同日に開催することは可能

【参考】設立認可申請時の困難事例

1 事業譲渡法人の会計が適切に行われていない場合

事業譲渡法人の会計が適切に行われていない場合

(例) ・有形固定資産の減価償却をしていない

・会計帳簿に基づく決算書が作成されていない

・役員等からの帳簿外の借入金がある場合 等は、

社会福祉法人が譲り受ける事業に係る資産の価額の確定や、事業計画・予算書の根拠となる事業実績の確認ができなくなります。

2 土地・建物の権利関係

- ① 設立する社会福祉法人に譲渡する予定の「通所施設」の建物が登記されていない。
- ② 通所施設等の建物の敷地について、国又は地方公共団体以外の者から土地を借りる場合には、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないが、土地所有者から権利を登記することの承諾を得ていない。

(7) 「資産要件緩和」により設立した法人の注意事項

- 「資産要件緩和」により法人を設立した場合、通知の要件を満たさなくなった場合には、原則の資産要件が適用されます。
- 「資産要件緩和通知」は、法人設立時のみ適用されるものではなく、設立後も通知の要件を満たす必要があります

○通知の要件を満たさなくなる場合

- 1 要件緩和通知の事業実績の判定の根拠となった事業を廃止する場合
- 2 東京都以外で事業を実施する場合
- 3 併せて行うことができる事業以外の事業を実施する場合

※ 原則の資産要件

施設を経営しない法人であれば、資産要件である、1億円以上の資産を基本財産として有することが必要になります。

新規に施設を開設し、施設を経営する法人となれば、社会福祉施設の用に供する不動産を自己所有(土地のみ借りることが可能)することが必要になります。

【参考】設立認可後の指導事例①

1 負債の引継ぎ

- ・ NPO法人で事業運営をしていた時期にNPO法人の役員から運転資金の不足分を借り入れていた。
 - ・ NPO法人の決算には計上されていなかった負債であり、設立認可にあたり引き継ぐことが認められない負債であったが、社会福祉法人設立後、社会福祉法人の資金でこの借入金の返済をしていた。
- ⇒ 社会福祉法人が支払った資金について、当該役員が社会福祉法人に資金を返還した。

2 事業譲渡時の会計

- ・ 社会福祉法人設立後、NPO法人から就労支援B型事業所を引き継いだが、NPO法人の会計と社会福祉法人の会計を区分せず、そのまま事業を継続していた。
 - ・ また、日々の会計伝票の作成、総勘定元帳の作成を行っておらず、事業譲渡年度の決算書が法定期限(翌年度6月末)までに承認されなかった。
- ⇒ 事業譲渡時のすべての取引を通帳の入出金記録等により、NPO法人と社会福祉法人に区分し、帳簿等を作成し決算処理を行った。

【参考】設立認可後の指導事例②

3 NPO法人の清算資金

- ・ NPO法人が、新設の社会福祉法人に事業譲渡した後、法人を解散することとした。
- ・ このNPO法人の解散・清算に係る経費を、社会福祉法人が 支出(負担)していた。

⇒「社会福祉法人外への資金の流出」に該当し、認められないため、社会福祉法人に資金を返還した。

4 法人設立準備段階の資金

- ・ 法人設立前に、税理士、行政書士、コンサルタント等と設立認可申請に係る契約を締結した。
- ・ 本来、法人設立準備段階のものであるため、設立者が支払うべきこの契約に係る業務の対価を社会福祉法人が支出(負担)していた。

⇒ 設立者が社会福祉法人に資金を返還した。

おわりに

- 本日の配布資料の記載内容及び説明内容は、法人所轄庁の東京都としての標準的な例によるものです。

(なお、資料作成に当たっては、「厚生福祉」「月刊福祉」等の刊行物や新聞記事等も引用させていただきました。)

- 具体的な設立要件や設立準備手順等は、所轄庁となる予定の都、区・市の社会福祉法人認可等事務所管に、ご確認・ご相談ください。